

(昼間部)

台風等に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、台風等により京都市（京都南部、京都・亀岡）に『特別警報』及び『暴風警報』が発令された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ等の報道に注意して下さい。

記

台風等

1 『特別警報』

- ・登校前に発表された場合は、解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校せず、自宅待機してください。
- ・深夜0時に発令されている場合は臨時休業とします。

2 『暴風警報』の場合

午前11時現在、発令されている場合は臨時休業とします。

- ① 午前11時までに解除になった場合は、いつも通りの授業を行います。
- ② 在校中に発令された場合は、安全が確認できるまで学校待機とし、状況を判断し下校の指示をします。

(昼間部)

地震に対する非常措置についてのお知らせ

本校においては、京都市において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

①登校前に発生した場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※学校のある京都市下京区だけでなく、京都市のいずれかの区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。

※下校後、深夜0時まで発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

(2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

②在校中に発生した場合

ただちに臨時休業とし、余震などの影響を踏まえ、通学路の状況、帰宅に要する時間、家庭状況などに十分配慮し、帰宅できるかどうかを判断し、帰宅の場合「生徒引渡カード」に基づいて連絡をし、引き渡し帰宅とさせていただきます。